特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
16	生活保護法に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

周防大島町は、生活保護法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

_

評価実施機関名

山口県周防大島町長

公表日

令和5年2月10日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	生活保護に関する事務				
②事務の概要	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じ、最低限度の生活を営むのに必要な生活を保障し、その自立を助長することを目的として生活保護の実施を行う。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑥資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ①後に関する事務 ①後に関する事務 ①後に要する費用の返還に関する事務 ①で、との申請に関する事務 ②保護に要する費用の返還に関する事務 ②保護に要する費用の返還に関する事務 ③で、関する事務 ③で、関する事務 ③で、関する事務 ③で、関する事務 ③で、関する事務 ③を療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ③を療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務				
③システムの名称	生活保護システム、住民基本台帳システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、自治体中間サーバー、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等				
2. 特定個人情報ファイル名					
生活保護ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の15の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号) 第15条				
4. 情報提供ネットワークシステムに	よる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下、「別表第二主務省令」という。)第19条 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号及び別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 ・別表第二主務省令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第55条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3				

5. 評価実施機関における担当部署

HI 1			
①部署	周防大島町 健康福祉部 福祉課		
②所属長の役職名	福祉課長		

6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 政策企画課 〒742-2192 山口県大島郡周防大島町大字小松126番地2 電話0820-74-1007 請求先 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 福祉課 〒742-2806 山口県大島郡周防大島町大字西安下庄3920番地21 連絡先

電話0820-77-5505

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		1) 1,0 [1,000人未満(任意実施)] 2) 1,0 3) 1,7 4) 10			2) 1,000人以上 3) 1万人以上10	1,000人未満(任意実施) 1,000人以上1万人未満 1万人以上10万人未満 10万人以上30万人未満	
		令和5年	F1月25日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和5年1月25日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関 する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	重点項目評価書 全項日評価書	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ	1重点項目評価書又は全球			
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ネットワークシステムを通	通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱い	の委託		[]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や	情報提供ネットワークシステ	ムを通じた提供を除く。)]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシステムと	の接続	[]接]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策 は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[]外部監	 查	
9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	5]	〈選択肢〉1) 特に力を入れて行って2) 十分に行っている3) 十分に行っていない	- เหล	